

○農林省令第三十一号

植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)第六條第二項の規定に基づき、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

昭和四十年七月一日 農林大臣 坂田 英一

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)の一部を次のように改正する。

第六條第一項第一号中「函館」の下に、「塩釜」を、「大阪」の下に、「尼崎」を、「和歌山下津」の下に、「田辺」を加え、同項第二号中「羽田」の下に、「立川」を加え、同条第二項第一号中、「塩釜」を削り、同項第三号中「青森」の下に、「八戸」を加え、「塩釜」及び「田辺」を削り、「浜田」の下に、「徳山下松、萩」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。